

せん妄に対する薬物療法における向精神薬の 適応外使用についてのお知らせ

当院のリスクマネジメント委員会、認知症ケア委員会において、下記の医療が承認されました。対象となる方から同意を頂くことに代えて、病院ホームページにて情報公開することにより、投薬を実施しております。なお本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して同意頂けない場合やご質問がある場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

実施内容	せん妄に対する向精神薬の適応外使用
実施責任者	循環器内科科長 認知症ケア委員会委員長 勝呂清尚
対象者	当院で治療を受ける方で、せん妄、およびせん妄が疑われた患者
承認日	委員会承認後
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	【目的・意義】 せん妄とは、身体疾患や薬剤、手術、環境変化などが原因となり、軽度から中等度の意識障害をきたした状態です。 身体治療を受けているすべての患者にみられる可能性があり、特に高齢者で認知症の患者ではせん妄が起こりやすいとされています。 当院ではガイドライン文献、書籍等に基づき、向精神薬を保険適用外使用し、せん妄治療を行います。 向精神薬の適応外使用については、社会保険診療報酬支払基金が公表している審査情報提供事例において、ハロペリドール、リスペリドン、クエチアピン、ペロスピロンがせん妄に対する処方として記載され、社会的にも認知されています。 その他当院では、トラゾドン、クロルプロマジン、オランザピン、アリピプラゾール、プロナンセリン、パルプロ酸、チアプリド（脳梗塞後遺症に伴うせん妄は適応あり）も選択肢に加え、個々の症状や背景に応じて適切な薬剤を選択して実施します。 【想定される不利益と対策】 各薬剤の添付文書に記載された用法用量に準じて治療を行うため、一般的に想定される副作用と同等と考えられます。副作用が出現した場合には、通常の治療にて対応を行い、必要に応じて各専門医とともに治療にあたります。
問い合わせ先	富士宮市立病院 電話 0544-27-3151 薬剤部

以上

2025.9.18. 薬剤部作成

2025.10.7. リスクマネジメント委員会承認